

総合事業と訪問介護を同じ事業所で実施する場合の取り扱いについて(案)

<単独の場合>

職種と配置基準	④訪問型生活援助サービス (基準緩和)
管理者	専従1以上(※1)
訪問事業責任者	専従1(※1)+必要数(※2)
従事者	必要数(※3)

※1 営業時間中に管理者または訪問事業責任者のうち1以上は、事務所に常駐すること。

※2 ④の利用者の数のうち40を超える分を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上とする。

※3 勤務状況一覧と想定利用者数を確認し判断する。

<一体型>

※①、②、③、④を一体的に実施する場合の考え方

職種と配置基準	新しい総合事業				
	①訪問介護	②介護予防訪問介護	③訪問型介護予防サービス (現行相当)	④訪問型生活援助サービス (基準緩和)	訪問型助け合いサービス (住民主体)
管理者	常勤 1以上				不可
サービス提供責任者	①、②、③、④の利用者合計数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上とする。				
訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上(サービス提供責任者を含む)				

○一体的に提供する場合の利点

(1)管理者を新たに置かなくても良い。

(2)サービス提供責任者を①～④の定員合計で人数算定出来る。(ただし、訪問事業責任者を置くことは出来ない。)

常勤・非常勤のサービス提供責任者の配置は、訪問介護における従前からの考え方により①②③④の利用者合計数で判断する。

(3)事務室の共有が可能。(ただし、ファイル等は区分整理すること。)

※訪問介護員の配置基準は常勤換算方法で2.5以上となる。

(例1)①～④の一体的な運営で、①～③の利用者30人、④の利用者10人の場合の人員配置

利用者数に対する 職種と配置基準	新しい総合事業				
	①訪問介護	②介護予防訪問介護	③訪問型介護予防サービス (現行相当)	④訪問型生活援助サービス (基準緩和)	訪問型助け合いサービス (住民主体)
利用者	30人			10人	不可
管理者	常勤 1以上				
サービス提供責任者	常勤 1以上				
訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上(サービス提供責任者を含む)				

(例2)①～④の一体的な運営で、①～③の利用者50人、④の利用者30人の場合の人員配置

利用者数に対する 職種と配置基準	①訪問介護	②介護予防 訪問介護	新しい総合事業		訪問型助け合 いサービス (住民主体)
			③訪問型介護予防 サービス (現行相当)	④訪問型生活援助 サービス (基準緩和)	
利用者	50人		30人		不可
管理者	常勤 1以上				
サービス提供責任者	2以上(うち、常勤が1以上)				
訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上(サービス提供責任者を含む)				

(例3)①～④の一体的な運営で、①～③の利用者30人、④の利用者90人の場合の人員配置

利用者数に対する 職種と配置基準	①訪問介護	②介護予防 訪問介護	新しい総合事業		訪問型助け合 いサービス (住民主体)
			③訪問型介護予防 サービス (現行相当)	④訪問型生活援助 サービス (基準緩和)	
利用者	30人		90人		不可
管理者	常勤 1以上				
サービス提供責任者	3以上(うち、常勤が2以上)				
訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上(サービス提供責任者を含む)				

【参考】(例3)を一体的にはではなく、区分して運営する場合

利用者数に対する 職種と配置基準	①訪問介護	②介護予防 訪問介護	新しい総合事業		訪問型助け合 いサービス (住民主体)
			③訪問型介護予防 サービス (現行相当)	④訪問型生活援助 サービス (基準緩和)	
利用者	30人		90人		不可
管理者	常勤 1以上		専従 1以上(※1)		
サービス提供責任者	(サービス提供責任者)常勤 1以上		(訪問事業責任者) 専従 2.3以上(※1、2)		
訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上 (サービス提供責任者を含む)		必要数(※3)		

総合事業と通所介護を同じ事業所で実施する場合の取り扱いについて(案)

<単独の場合>

職種と配置基準	⑧通所型短時間サービス(基準緩和)
管理者	専従1以上
従事者	定員 ~15人 専従1以上 16人~ 専従1以上+必要数※ ※15人を超える部分の数を15で除して得た数(小数第1位に切り上げた数)以上 ※少数第1位については、営業時間を1として換算する。
機能訓練指導員	1以上

ただし、サービス提供時においては、必ず3職種のうちで従事者を含む2名以上が従事するものとする。

<一体型>

⑤~⑧を一体的に提供する場合の考え方

定員数に対する職種と配置基準	新しい総合事業				通所型つどいサービス(住民主体)
	⑤通所介護	⑥介護予防通所介護	⑦通所型介護予防サービス(現行相当)	⑧通所型短時間サービス(基準緩和)	
管理者	専らその職務に従事する常勤の者 1以上				不可
生活相談員	1以上(※通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上)				
看護職員	1名以上(通所介護の単位ごとに、専らその提供に当たる者)				
介護職員	・通所介護の単位ごとに、介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は(その人数-15)を5で割った数+1以上 ・通所介護の単位ごとに常時1名以上従事			定員 ~15人 専従1以上 16人~ 専従1以上+必要数※ ※15人を超える部分の数を15で除して得た数(小数第1位に切り上げた数)以上	
機能訓練指導員	1名以上				

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること。

※⑤~⑦における配置基準の詳細は「(地域密着型)通所介護・介護予防通所介護」事業をお考えの方へ」を参照すること。

一体的に提供する場合の利点

- (1) 管理者・機能訓練指導員を新たに配置しなくても良い。
- (2) 事務室の共有が可能。(ただし、ファイル等は区分整理して保管すること。)
- (3) 静養室等の設備の共有が可能。
- (4) 利用定員の合計数に対応する面積を有していれば、区画を分けずに使用可能。(ただし、プログラムは分けること)

(例1)⑤~⑧の一体的な運営で、⑤~⑦の定員20名、⑧の定員5名の場合の人員配置

定員数に対する職種と配置基準	新しい総合事業				通所型つどいサービス(住民主体)
	⑤通所介護	⑥介護予防通所介護	⑦通所型介護予防サービス(現行相当)	⑧通所型短時間サービス(基準緩和)	
定員数	20人			5人	不可
管理者	専らその職務に従事する常勤の者 1以上				
生活相談員	1以上(※通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上)				
看護職員	1名以上(通所介護の単位ごとに、専らその提供に当たる者)				
介護職員	2以上(常時1名以上従事)			専従 1人以上	
機能訓練指導員	1名以上				

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること。

(例2)⑤～⑧の一体的な運営で、⑤～⑦の定員14名、⑧の定員10名の場合の人員配置

定員数に対する職種と配置基準	新しい総合事業				通所型つどいサービス (住民主体)
	⑤通所介護	⑥介護予防通所介護	⑦通所型介護予防サービス (現行相当)	⑧通所型短時間サービス (基準緩和)	
定員数	14人			10人	不可
管理者	専らその職務に従事する常勤の者 1以上				
生活相談員	1以上(※通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上)				
看護職員	1名以上(通所介護の単位ごとに、専らその提供に当たる者)				
介護職員	1名以上(1名は常時従事すること)		専従 1人以上		
機能訓練指導員	1人以上				

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること。

(例3)⑤～⑧の一体的な運営で、⑤～⑦の定員23名、⑧の定員17名の場合の人員配置

定員数に対する職種と配置基準	新しい総合事業				通所型つどいサービス (住民主体)
	⑤通所介護	⑥介護予防通所介護	⑦通所型介護予防サービス (現行相当)	⑧通所型短時間サービス (基準緩和)	
定員数	23人			17人	不可
管理者	専らその職務に従事する常勤の者 1以上				
生活相談員	1以上(※通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上)				
看護職員	1名以上(通所介護の単位ごとに、専らその提供に当たる者)				
介護職員	2.6名以上(1名は常時従事すること)		専従 1.2人以上		
機能訓練指導員	1人以上				

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること。

(例4)⑤～⑧の一体的な運営で、⑤～⑦の定員10名、⑧の定員5名の場合の人員配置

定員数に対する職種と配置基準	新しい総合事業				通所型つどいサービス (住民主体)
	⑤通所介護	⑥介護予防通所介護	⑦通所型介護予防サービス (現行相当)	⑧通所型短時間サービス (基準緩和)	
定員数	10人			5人	不可
管理者	専らその職務に従事する常勤の者 1以上				
生活相談員	1以上(※通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上)				
看護職員	※通所介護の単位ごとに、看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上				
介護職員	・通所介護の単位ごとに常時1名以上従事			専従 1人以上	
機能訓練指導員	1人以上				

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること。